

【**岡谷市内、諏訪市内、茅野市内、下諏訪町内、富士見町内、原村内**の営業時間短縮等要請店舗で、「信州の安心なお店」認証制度による特例を希望される事業者向け】

令和3年8月13日時点

「信州の安心なお店認証制度」認証店舗の時短要請期間中における 営業の特例について

長野県

1 概要

長野県からの要請期間（8月16日（月）～8月26日（木））において、対象地域内の営業時間短縮等要請店舗の方は、原則として営業時間の短縮にご協力をお願いします。

ただし、「信州の安心なお店」認証を受けている店舗は、「時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート」を満たす場合に限り、時短要請の対象外として、20時以降も営業を続けることが可能です。（その場合、協力金は支給されません。）

※ 時短要請に応じ、要請期間を通じて時短営業を行う場合には、協力金の支給対象となり、「時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート」の提出は不要です。

※ 既に認証を受けている方は、20時以降も営業を継続するか、全期間時短要請に応じて協力金を受給するかいずれか一方を、原則として要請開始日（8月16日）に選択していただきます。要請期間の途中で変更することはできません。

新たに認証を申請される方は、裏面「4 新規に「信州の安心なお店」の認証取得を希望される方へ」をご覧ください。

※協力金の詳細については「新型コロナウイルス拡大防止協力金事業について（予定）」をご覧ください。

2 営業の特例に関する手続きの流れ

(1) 別紙の「時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート」に必要事項を記載の上、信州の安心なお店応援キャンペーン事務局にFAXにて提出をお願いします。

(2) 時短要請期間中に店舗を訪問し、チェックシート原本を回収するとともに、その内容に沿って、巡回員が感染対策の取組状況の確認をさせていただきます。

※ 今回の巡回は、事前に時間調整はしませんが、時短要請の内容を踏まえ、主に19時から21時の間に直接訪問いたします。予めご了承ください、巡回へのご協力をお願いします。

3 今後のスケジュール

(1) 必要書類（チェックシート）配布：8月13日（金）

➤ 時短要請通知に同封。県ホームページ、信州の安心なお店応援キャンペーン公式サイト、県諏訪地域振興局でも入手できます。

(2) チェックシートの記載、提出（FAX）：準備でき次第ご提出ください

➤ できるだけ要請開始日の8月16日（月）までにご提出ください。

(3) 巡回員による巡回：8月16日（月）以降、順次実施予定

4 新規に「信州の安心なお店」の認証取得を希望される方へ

認証未取得の店舗で、時短要請期間中に 20 時以降の営業継続を希望する場合は、まず認証を取得していただく必要があります。以下の書類を準備し、信州の安心なお店応援キャンペーン事務局に F A X でご提出ください。巡回日を調整のうえで巡回員が店舗で確認を行い、認証します。

提出書類

- ① 「信州の安心なお店」認証制度の「飲食店」用の申請書類
- ② 「時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート」



(参考：信州の安心なお店応援キャンペーン公式サイト <https://shinshu-anshin.net/>)

※ 時短要請期間中、新規認証の巡回を受けるまでの期間は、原則として 20 時までの営業時間の短縮をお願いします（日数に応じて協力金が支給されます）。

※ ただし、新規認証の巡回を受けるまでの期間においても、チェックシートに記載の感染対策を取り、巡回を受けることを前提として、20 時以降の営業を継続することも可能です。

5 その他留意事項

- ① 「信州の安心なお店」のステッカーを店舗に掲示してください。
- ② 時短要請期間中の特例として、追加チェックシートの作成と、巡回確認が終了した店舗については、「信州の安心なお店」応援キャンペーン公式サイトに店舗名を掲載します。
- ③ 時短要請の対象店舗で、認証を「飲食業」及び「カラオケボックス」以外の業種として取得されている場合は、「信州の安心なお店」応援キャンペーン事務局までご相談ください。
- ④ 巡回確認後、飲食店において認証基準を満たさない営業によりクラスターが発生する等の事態が生じた場合、その後の時短要請の適用除外は取消しとなる可能性があります。
- ⑤ 巡回時にチェックシートの記載事項が遵守されていないと判断された場合には、改めて巡回を行う可能性があります。
- ⑥ その他の必要な要件は、「信州の安心なお店」応援キャンペーン公式サイト等でご案内します。

6 お問い合わせ先

- ・長野県庁 代表電話：026-232-0111
＜要請内容について＞危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室
＜協力金について＞ 新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口
＜認証制度について＞産業労働部 産業政策課団体・サービス産業振興係
- ・信州の安心なお店応援キャンペーン事務局（認証制度についてのお問い合わせ）
電話 026-217-5219 FAX 026-217-5901

時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート

記入日： 令和3年 月 日
 申請者： _____ ⑩
 店舗名： _____
 所在地： _____
 電話番号： _____
 認証番号： _____

時短要請の対象外として、20時以降も営業を続けるため、以下の項目による感染対策を徹底すること、本件についての巡回確認に協力することを誓約します。

	内 容	チェック	具体的な取組
1	(新規)利用に当たっては、同居の家族又は4人以内での会食に限定するべく、入店あるいは予約時において、その旨を確認する。		
2	(新規)利用に当たっては、2時間以内に限定する。		
3	利用客退店後は、テーブルや椅子、メニュー等の消毒を徹底する。		
4	換気は、30分に1回、5分間程度を繰り返し行うとともに、換気設備を有する場合には適切に稼働しているかの確認を行う。		
5	万一の新型コロナウイルス感染時に備え、利用者名簿を具備し、必要に応じて関係当局からの依頼に対応する。		
6	利用客には、入店時等の消毒の徹底や、飲食時以外はマスク着用の呼びかけを実施するなど、感染リスクの低減に向けた呼びかけを実施する。		
7	この他、飲食店向けチェックシートに記載している事項の徹底について、再度従業員の間で確認、徹底を行う。		

- ※ 具体的な取組みの欄には、時短要請期間中に営業する際の取組み予定の内容を記載してください。今回はすべての項目を遵守していただくことが要件となります。
- ※ 今回の巡回は事前に時間調整をせず、営業時間中に直接巡回、確認させていただきます。予めご了承くださいとともに、巡回確認へのご協力をお願いします。
- ※ 提出は、信州の安心なお店応援キャンペーン事務局までFAXにてご提出ください。
 原本は、巡回の際に回収いたします。 **FAX番号：026-217-5901**